



HOME > 著作権 > 著作権制度に関する情報 > 著作権制度の解説資料 > 著作権制度の概要 > 著作権者の権利の内容について

著作権者の権利の内容について

○ 著作権者の権利の内容

著作権者の人格権(著作権者の人格的利益を保護する権利)

著作権者の人格権 (著作権者の人格的利益を保護する権利)	公表権(18条)	未公表の著作物を公表するかどうか等を決定する権利
	氏名表示権(19条)	著作物に著作者名を付すかどうか、付す場合に名義をどうするかを決定する権利
	同一性保持権(20条)	著作物の内容や題号を著作者の意に反して改変されない権利

著作権(財産権)(著作物の利用を許諾したり禁止する権利)

著作権(財産権)(著作物の利用を許諾したり禁止する権利)	複製権(21条)	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製する権利
	上演権・演奏権(22条)	著作物を公に上演し、演奏する権利
	上映権(22条の2)	著作物を公に上映する権利
	公衆送信権等(23条)	著作物を公衆送信し、あるいは、公衆送信された著作物を公に伝達する権利
	口述権(24条)	著作物を口頭で公に伝える権利
	展示権(25条)	美術の著作物又は未発行の写真の著作物を原作品により公に展示する権利
	頒布権(26条)	映画の著作物をその複製物の譲渡又は貸与により公衆に提供する権利
	譲渡権(26条の2)	映画の著作物を除く著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利(一旦適法に譲渡された著作物のその後の譲渡には、譲渡権が及ばない)
	貸与権(26条の3)	映画の著作物を除く著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利
	翻訳権・翻案権等(27条)	著作物を翻訳し、編曲し、変形し、脚色し、映画化し、その他翻案する権利
	二次的著作物の利用に関する権利(28条)	翻訳物、翻案物などの二次的著作物を利用する権利



コピー OK

転載 OK

学校教育 OK

利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。
www.bunka.go.jp/jiyuriyo

トップページへ

ページのトップへ

シンボルマーク

個人情報保護

文化庁ホームページについて

プライバシーポリシー

自由利用マークとは？

- 著作物を創った人(著作者)が、自分の著作物を他人に自由に使ってもらってよいと考える場合に、その意思を表示するためのマークです。
- どんな利用ができるかは、マークによって異なります。

「自由利用マーク」には、次の3つの種類があります。



コピー OK

「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク

「プリントアウト」「コピー」「無料配布」のみを認めるマーク

(変更, 改変, 加工, 切除, 部分利用, 要約, 翻訳, 変形, 脚色, 翻案などは含まれません。そのまま「プリントアウト」「コピー」「無料配布」をする場合に限られます)

(会社のパンフレットにコピーして配布することなどは、営利目的の利用ですが、無料配布であればできます)



障害者 OK

「障害者のための非営利目的利用」OKマーク

障害者が使うことを目的とする場合に限り、コピー, 送信, 配布など、あらゆる非営利目的利用を認めるマーク

(変更, 改変, 加工, 切除, 部分利用, 要約, 翻訳, 変形, 脚色, 翻案なども含まれます)



学校教育 OK

「学校教育のための非営利目的利用」OKマーク

学校の様々な活動で使うことを目的とする場合に限り、コピー, 送信, 配布など、あらゆる非営利目的利用を認めるマーク

(変更, 改変, 加工, 切除, 部分利用, 要約, 翻訳, 変形, 脚色, 翻案なども含まれます)



コピー OK

障害者 OK

学校教育 OK

利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。

www.bunka.go.jp/jiyuriyo
このマークは本説明資料に掲載しているすべての著作物について付けられたものです。

RETURN